

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、年度当初における等級ごとの職員数を公表します。

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事の職務	30	24.0	主事(2)	15	63	50.4	主事級
				技師(2)	6			
				教諭(2)	3			
				保育士(2)	3			
				技士(2)	3			
				計	30			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	33	26.4	主事(1)	19			
				技師(1)	3			
				教諭(1)	1			
				保育士(1)	10			
				計	33			
3級	主任主事の職務	13	10.4	主任主事	10	13	10.4	主任主事級
				主任技士(2)	3			
				計	13			
4級	主任又は主査の職務	22	17.6	主任	15	22	17.6	係長級
				主任指導主事(2)	1			
				主任技士(1)	3			
				主査	3			
				計	22			
5級	課長補佐の職務	12	9.6	課長補佐	11	12	9.6	課長補佐級
				保育所長	1			
				計	12			
6級	課長の職務	15	12.0	課長	9	15	12.0	課長級
				室長	1			
				局長	1			
				主幹	4			
				計	15			
合計		125	100.0					

※再任用職員(短時間勤務を除く)を含む。